

英国法を準拠法とする契約書の作成と締結の注意点

—日本と英国の比較法と実務の視点から—

(2015年2月)

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
ロンドン事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

1. はじめに.....	1
2. 契約の成立.....	1
(a) 申し込みと承諾(Offer and Acceptance).....	1
(b) 意思(Intention).....	2
(c) 法律行為能力.....	2
(d) 約因(Consideration).....	3
3. 形式.....	3
4. 契約の取消し.....	4
(a) 違法性.....	4
(b) 錯誤(Mistakes).....	5
(c) 不当威圧/強迫(Undue Influence/Duress).....	5
(d) 契約の自由(Freedom of Contract).....	6
5. 役に立つ条項.....	6
(a) 所有権留保(Retention of Title).....	6
(b) 言語.....	7
(c) 準拠法の選択(Choice of Law).....	7
(d) 違約罰条項(Penalty Clauses).....	8
契約書条項見本.....	9

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所が現地法律事務所「フィリップ・ロス法律事務所」に作成委託し、2015年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよびフィリップ・ロス法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびフィリップ・ロス法律事務所がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部
進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、部課名およびメールアドレスが変更となりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ロンドン事務所
E-mail : LDN@jetro.go.jp

JETRO

フィリップ・ロス法律事務所

<http://www.philipross.com/>

Koichiro Nakada

Partner & Head of Japan Business Group
Philip Ross Solicitors

koichiro.nakada@philipross.com

Tel: 07855 720 643

Yoko Nakada

Solicitor & Associate, Japan Business Group
Philip Ross Solicitors

yoko.nakada@philipross.com

Tel: 020 7596 8587

英国における契約書作成と締結の注意点

1. はじめに

契約法はビジネスの基礎であり、ビジネスでは多くの契約を目にします。例えば、雇用契約、賃貸借契約、各種取引契約、売買契約などです。

イングランドのような判例法主義の法制度では、契約(contract)は時に合意(agreement)と呼ばれることもあります。次のような意思の合致です。

- 合法的な目的物を対象とすること
- 二人以上の当事者が自由な意思により締結したこと
- 法的義務を生み出す意思があること

これから扱うトピックは契約の成立、形式、その他の側面です。

2. 契約の成立

契約の本質的要素はつぎのとおりです。

- (a) 申し込みと承諾
- (b) 拘束力を発生させる意思
- (c) 当事者の行為能力と権限
- (d) 相互の義務を発生させる約因の交換

契約は簡単に口頭で、あるいは行為によって締結できますが、書面にされることもあります。例えば、土地の売買契約のように、(1925年財産権法(the Law of Property Act 1925)による)書面による契約が必要な場合もあります。

いずれにせよ、一方当事者による申し込みと相手方の承諾として表示される意思の合致がなければなりません。これが契約の本質です。

(a) 申し込みと承諾(Offer and Acceptance)

契約の成立は、困難な事実問題になることがしばしばあります。双方の間で多くのやりとり、申し込み、反対申し込み、そして交渉があるかもしれません。契約が実際に結ばれ存在するに至った時点を確認することは時として困難です。どれが申し込みでどれが承諾かを探さなければなりません。承諾は、申し込みが撤回される前に到達しなければなりません。すべては証拠にかかっています。

例えば、商品を販売したい旨の申し入れが、契約上の申し込みとはならないこともあるという点に留意することもまた重要です。それは、「申し込みの誘引」(an “invitation to treat”)といわれるもの、すなわち、買主に購入申し込みをさせるように誘い、その後売主が承諾するかどうかを決めることできる申し込みと承諾の前の段階であることがあります。「あなたに売る用意がある商品があります」と言うのと、「この商品を X という価格であなたに売買を申し込む」と言うことには違いがあります。

契約条件が確定されていれば、当事者の意思は明確です。当事者の義務が何か確定されていなければ、契約は強制できません。契約条件が不確定であったり不完全であったりした場合、法の間からは当事者が合意に達したことになりません。合意しようという合意は契約にはなりません。従って、例えば価格や安全性のような鍵となる点について合意できないと、契約全体が不成立になることもあります。しかし、商業的な契約に対しては、裁判所は契約の合理的解釈を行うことによって、できるだけ効力を認めようと努めています。

裁判所は外部的な基準によって契約を補充して解釈することもあります。この外部的基準は契約に明示されていることもあるし、一定の分野では一般的な慣習によって黙示されていることもあります。さらに、裁判所は契約条件を黙示されているとみなすこともあります。例えば、価格が抜け落ちている場合、裁判所は合理的な価格が黙示されていると扱うことがあります。ただし、土地や中古品は唯一独自のものなのでそのように扱われることはありません。

(b) 意思(Intention)

合意を法的に拘束力のある契約にするためには、当事者双方に「合意に法的拘束力を持たせる意思」が必要となります。

当事者が明らかに法的拘束力を持たせる意思のない、非公式な、あるいは身内の間での、軽い気持ちでなされた「合意」(“agreement”)は、契約として強制力を持つことはできません。

商業的な契約では当事者は法的拘束力を持たせる意思があると推定されます。ただし、基本暫定覚書、あるいは合意(a heads of agreement document)の中で、反対の意思を明示している場合は別です。例えば、提訴されたある事件では、二人の取引当事者間の契約に「紳士協定条項」(an 'honour clause')が含まれており、その条項には「当事者は契約が裁判所による審査や強制を受けることを望まない」と述べられていたため、その契約に強制力が認められませんでした。

対照的に、家庭内の合意や社交上の合意は、政策的な理由から一般的に強制力は認められません。例えば、あるイングランドの事件では、夫が家を留守にして不在の間は妻に月1,000ポンド与えると合意しましたが、夫が支払いをやめたとき、裁判所はその合意の強制履行を拒否しました。一方、別居中の夫婦間の合意は強制的に履行させました。

(c) 法律行為能力

相手方または自分自身に対して強制力のある契約を結ぶための自然人または法人(すなわち会社その他の法主体)の能力が制限されていることがあります。例えば、幼児が行った取引にその幼児を拘束することはできません。また、職務外の行為を行っている社員や取締役は、アルトラ・ヴァイリーズ(*ultra vires*)(能力外)の行為を行ったという理由で、会社のために契約を結ぶことができないことがあります。さらに、障害や泥酔によって精神的に無能力になっている人も、有効で拘束力のある契約を結ぶ能力がありません。これらの場合、契約は無効または取消可能になります。

(d) 約因(Consideration)

また約因も存在しなければなりません。従って、対価としての支払いのない任意の約束は、契約としての法的拘束力がないこととなります。約因がなくても適用される法の分野もあるかもしれませんが、約因がなければ契約は存在しません(ただし、契約が捺印証書(Deed)として正式に結ばれる場合は別です)。

しかし、約因は名目的なものにすることもできます。契約書で1ポンドの約因というのをよく目にすることがあるのはこのためです(別紙の第1条を参照のこと)。法的には、約因の相当性や額は問われません。しかし、約因が明らかに高額、少額の場合、強迫(duress)または不当威圧(undue influence)の証拠がある可能性があるような場合は、これにより契約が無効になることがあります。この点は後述します。

裁判所は概して、約因が十分である(sufficient)とされれば、約因の相当性(adequacy)は検討しません。この十分性は法の基準に合致していることですが、一方で相当性は主観的な公正あるいは等価性です。例えば、ある自動車を1ペニーで売るという合意は、当事者がその1ペニーを望んでいるのなら拘束力のある契約になり得ます。これが胡椒の実ルール(the peppercorn rule)という規則です。

*日本の契約法には約因という概念は存在しません。契約自由の原則の下、対価がなかったとしても、当事者の意思が合致すれば契約は成立します。例えば、贈与契約は対価がない契約の一例です。また、無報酬の委任契約も存在し、委任契約に関してはむしろ無報酬であることが原則になっています(民法648条。実際には無報酬の委任契約は多くはありませんが。)ただ、対価がない場合、その拘束力は比較的弱くなります。具体的には、書面によらない贈与は、その履行前は撤回することができます(民法550条)。

*日本における委任契約と関連をして、英国において興味深いエピソードをご紹介します。英国においては、経営者である取締役が会社にサービスを提供するサービスアグリーメント(業務提供契約)も、雇用契約の一種類であると考えられ、英国雇用法の適用があります。日本では、取締役などの経営者は、会社と対等の立場であると考えられ、その関係を適切に反映する「委任」という法律形態が適用されています。これは、アングロ・サクソン資本主義の下においては、経営者も、株主の強い支配下にあり単なる雇われ経営者であり、株主の立場からすれば従業員と同等であると考えられているためではないかと思われます。

3. 形式

形式的に書面にしなければならない契約もあります。中でも最も重要なものは、土地または不動産の権利の譲渡に関するものです。この契約が法的拘束力を持つためには、契約の基本的条件を定めた書面が必要で、さらに、その書面には当事者双方によって署名がなされなければなりません。土地の売買に関しては口頭による契約は法律上の効力を持ちません。

もう一つの代表的な例は、保証契約(a contract of guarantee)です。英国法では詐欺防止法(the Statute of Frauds)がイングランドで可決された1677年以来、いかなる保証契約も、書面によらなければなりません。

ほとんどの取引上の契約は書面にされています。契約書は十分な部数作成され、各当事者が各書面の写しに署名し、その結果、各当事者が当事者すべての署名のある同一の書面を保有することがあります。しかし、契約が事務所またはその他の店舗の賃貸借契約である場合、

文書は2部すなわち賃貸借契約書(lease)の原本とその副本(a counter-part lease)が作成されるのが慣例です。賃貸借契約書は、賃貸人が原本に署名して賃借人に渡され、賃借人は副本に署名して賃貸人に渡されます。

変更がなくても文書の各ページに当事者がイニシャル(頭文字)を署名するようにするのがよいでしょう。変更があれば、変更箇所にも全当事者がそのイニシャル(頭文字)を署名する必要があります。

これは後から文書が改ざんされることを避けるため、文書の改ざんは今まで多くの例があります。電子的手段によって文書を改ざんすることも、非常に簡単です。

*日本においても、書面により締結しなければならない契約があります。代表的な例としては、保証契約(民法 446 条 2 項)、定期建物賃貸借契約(借地借家法 38 条 1 項)があります。これらの契約が書面による必要があるのは、保証人や賃借人の保護のため、契約内容をきちんと理解した上で契約をするべきとの考え方によります。なお、書面による契約締結の他に、重要事項を書面で説明しなければならないとされている契約(例えば定期建物賃貸借契約；宅地建物取引業法 35 条)等も存在します。これも、賃借人等の契約の当事者を保護するための規律です。

4. 契約の取消し

(a) 違法性

契約がその履行地で違法である場合、英国の裁判所は契約を強制的に執行しません。時には、これが極めて微妙な問題を生むこともあります。契約の小さな部分や契約のある局面が非合法である場合、このことによって必ず契約全体が違法性のために無効になるのでしょうか。ほとんどの場合、その答えはその事例の正確な事実によるでしょうが、例えば、本来支払わなければならない税金の支払いを非合法に逃れる契約を強制的に執行するのは困難であることにご注意ください。

雇用契約に関してこのような状況が実際に時々起こります。脱税、特に給料が被用者に支払われる前に雇用者が控除しなければならない源泉徴収税の脱税は英国では違法です。雇用契約の基本部分として、雇用者が被用者に現金で支払い、控除して歳入税関庁(the HM Revenue & Customs)に支払うべき税金を一切控除しない(そして歳入税関庁に報告しない)という協定が結ばれる場合、それは通常書面にされませんが、その契約は違法な契約で、いずれの当事者によっても強制的に執行することはできません。

明らかに違法となる仮説的な例としては、国内法または国際法に反して移民労働者を違法に移送することによって奴隷的労働を提供する契約が考えられます。このような契約はいずれの当事者によっても強制的に執行することはできません。

契約上の取決めの中心的部分として公務員への賄賂の支払いを定めている契約は、違法で、強制力がありません。

データ保護法(the Data Protection Act)の違反、競争法の規定に対する違反、違法な価格協定など、契約を強制的に執行できないものにする違法な契約書の事例は、容易に想像することができます。

*日本においても、準拠法とされた外国法の規定が公の秩序または善良の風俗に反する時は、その規定は適用されず、その結果として、日本においてその契約を強制的に執行することが困難になるケースがあります（法の適用に関する通則法 42 条）。

(b) 錯誤(Mistakes)

作成された時に契約書にたまたま錯誤があることもあります。価格の中のゼロが一つ落とされているかもしれませんし、「ない」という語が場違いなところにあたりなかつたりする場合があります。当事者が明確に何らかの合意をしたが、錯誤があつて、文書が当事者の合意したことを正確に反映していないことを証明することができれば、裁判所は、契約書や、実は他のどんな文書でも訂正をする権限があります。立証責任はかなり厳しいのですが、明白な場合には、裁判所は、当事者が実際に合意したことに合致するように文書を訂正します。

他の錯誤はさらに困難なこともあります。両当事者が同じ錯誤をしたら契約はおそらく無効になるでしょう。両当事者が同じ錯誤に陥っているということは、両者が意図した「取引」が実際に行われたことと違っているということになるでしょう。売買される予定の容器に例えば 500kg のりんごが入っていると両当事者が信じていて、それに基づいて価格や配送などに合意したが、売買すると合意したその容器に何か全く違うものが入っていたら契約は無効なものとして扱われます。

一方的錯誤の場合、すなわち一方の当事者だけが錯誤をした場合には、他の問題が生じません。原則として、法的には、他方の当事者が錯誤に気づいていながら、それについて黙っており、そして、その錯誤が他方の当事者の利益になる場合、そこから利益を得ることはできません。錯誤についての法は非常に複雑であるため、十分に留意ください。

*日本においては、錯誤は、それが契約の「要素」となる点についての錯誤である場合には無効になると民法第 95 条で定められています。ただし、錯誤者に重大な過失があつた場合には、錯誤無効を主張することはできません。

(c) 不当威圧/強迫(Undue Influence/Duress)

冒頭の約因で簡単に触れたように、不当威圧または強迫があつた場合、契約は取消す(set aside)ことができます。強迫とは、「ある人に対してその意思や判断に反して強制的に何かを行わせるためになされる害悪の告知」です。例えば、契約に署名しなければ殺害すると脅された場合です。被害者が強迫を理由に契約を取り消したいと考えた場合、証明する必要があるのは、脅迫が行われたこと、その脅迫が契約を結んだ理由であつたことだけです。身体的、経済的な脅迫によって強制的に契約を結ばされた当事者、あるいは配偶者やその他の家族、またはこれらの人に権力を持っている人など、誰かから不当威圧を受けた場合、それにより契約を取り消すことができることがあります。この場合も、すべては事実次第ですが、ビジネスの場ではこのようなことが起こることは稀です。

不当威圧はエクィティー上の原理で、親と子や弁護士と依頼人のような特別な関係を通じて一方が他方に対する権力的な地位を濫用する場合です。エクィティー上の原理なので裁判所に裁量権があります。特別な関係が存在しない場合は、特別な関係を推定させるほどの信頼関係があつたかどうかの問題になります。

*日本においても、詐欺または脅迫による契約は取り消すことができます（民法 96 条）。

(d) 契約の自由(Freedom of Contract)

英国契約法の基本原則の一つは契約自由の原則です。当事者は自ら望むどのような契約でも結ぶことができます。裁判所は、当事者を完全な法的能力があり、それゆえに完全に契約を結ぶ能力がある者として扱います。

しかし、この基本原則には法律による多くの修正があります。それは主に契約上弱い立場の当事者、通常は消費者を保護することを目的としたものです。

典型的には、法は、品質や目的適合性などに関する一定の条件を黙示することにより商品の売買契約の当事者を保護します。明らかに不公正な条件は、一方の当事者が標準的な条件に依拠することを求めている場合、または他方の当事者が消費者である場合、不公正契約条件法(the Unfair Contract Terms Act)により削除されます。買取選択権付賃貸借(hire purchase)や他のクレジット契約が関係する場合、非常に多くの保護が利用でき、その契約が法的強制力を持つようにするためには、いかなる契約に関しても法的なアドバイスを受けることが必要不可欠です。関係要件を厳密に遵守していない買取選択権付賃貸借やその他のクレジット契約は、買主/借主に対して強制できません。

*日本においても契約自由(相手方、内容および方法の自由)の原則が存在します。

ただし、日本においては、内容の自由の制限として、例えば公序良俗に反する契約(例えば、既婚者との婚姻契約や過度の違約金の支払いを義務付ける契約等)は無効とされます。また、方法の自由の制限として、例えば、「保証契約や定期借家契約は書面で締結しなければならない」といったものがあります。

5. 役に立つ条項

(a) 所有権留保(Retention of Title)

商品や原料の売買契約によく見出される条項が所有権留保条項です(添付の別紙第 6 条を参照のこと)。本質的に、この条項は、商品の代金が全額支払われるまで商品のコモンロー上の所有権は売主のもとにとどまり、買主に移転しないと規定します。従って、買主による債務不履行があれば、売主は商品を差し押さえて(seize the goods)、その商品のコモンロー上の所有者となることができます。特に買主がその商品を転売している場合、この点は問題を生じることがしばしばあります。

通常の規則では、商品を占有する買主は商品の有効権原(good title)を最終的な買主に移転することができます。これについて、所有権留保条項では、通常、売買代金は確認ができる別口座に保管しなければならない、当該口座は、支払いを受けていない最初の売主に属すると規定することによって処理します。実際的にはこのようなことはめったに起こりませんが、特に商品の代金の支払いが済んでいない買主がその後、清算や財産管理になる場合には争いになる可能性があります。どの商品の代金が支払われていて、どの商品の代金が支払われていないかを証明するのは困難です。

皆さんが商品や原料の売買に関する事業に携わっている場合、有効な所有権留保条項があれば交渉上最も有利な立場に立てますが、それは、買主が債務不履行になった場合商品を取り戻すことができるという保証にはなり得ません。

*日本においても、所有権留保条項を売買契約に盛り込むことがあります。また、日本においては、所有権留保と類似の効果があるものとして、商人間における契約により生じた債権が弁済期にあるときは、その弁済を受けるまで、相手方商人(債務者)の所有物の引き渡しを拒むことができる権利(商法 521 条。商事留置権)があります。契約で所有権留保の合意をしなくても、債務者が債務を弁済しない場合には、商法で規定された商事留置権の効力として、債務者の所有物を留置し、場合によっては、その物を競売にかけることもできます。

(b) 言語

取引上の契約書あるいはどんな契約書を見ても、使われている言葉の量を知って皆さんは驚くかもしれません。教養のある一般人がほんの 1 枚の紙に書きこめるであろう単純な合意も、いったん弁護士の手へ渡れば、手品のように 20~40 ページの文書に変わるでしょう。これは弁護士が長い文書を好む(高額の料金を請求できる)からというだけではなく、私たちの文化と哲学ができるだけ多くの偶発性や可能性を文書自体の中で網羅しようとするものであるからです。また、以前使用された言葉遣いや表現に頼ろうとする傾向もあります。

取引に関する法的な契約書の長さや複雑さ自体がしばしば争いを引き起こす可能性があります。当事者が衝突すると、その弁護士が何か齟齬やあいまいな表現を見つけようと文書を一語一語、一行一行精査します。文書が長く複雑になればなるほど、弁護士は、ある条項の中に、別の条項の何かと矛盾しているように見えるものを発見しやすくなります。

(c) 準拠法の選択(Choice of Law)

当事者は契約にどの法律を適用するべきかを選ぶことができます。これは、例えば「本契約はイングランド法(the laws of England)を準拠法とする」というように、契約自体の特定の条項として定められます。「英連邦法(“British law”)」や「連合王国法(“United Kingdom law”)」のようなものはないことにご注意ください。スコットランド法は、イングランドとウェールズの法律とは全く異なります(別紙第 2 条参照)。

準拠法の選択に加えて、裁判管轄権(jurisdiction)の選択を指定することもできます。すなわち「本契約から生じるいかなる紛争も英国裁判所の排他的(または非排他的)裁判管轄権に服するものとする」というように指定します(別紙第 3 条参照)。

仲裁を選ぶこともできますが、裁判管轄権の選択に加えて準拠法の選択も指定しなければならないことにご注意ください。(2 種類の異なる仲裁条項について別紙第 4 条と第 5 条参照。2 種類の一方は、仲裁人が英国弁護士会(the Law Society)のその時の会長によって選任されることになっているもの、他方は国際仲裁手続きを選択する場合の条項です。)

準拠法の明確な選択がなされていない場合は、裁判所は何か「適切な法」(the “proper law”)かを確定するために文書を解釈しなければならないこととなります。一般的に、「適切な法」とはその契約が最も密接な関連性を持っている法ですが、契約の履行地、当事者の所在地、契約が実際に結ばれた場所、使用言語、使用通貨、その他当事者が何を契約の適

切な法にしようとしたと思われるかなど、すべての関連する諸事情を総合的に考慮しなければなりません。

*日本においても同様に、準拠法や裁判管轄を予め契約の中で合意することができます。また、準拠法が明確に選択されていない場合、日本においては法の適用に関する通則法が適用され、法律行為の成立および効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法が適用されることとなります。

(d) 違約罰条項(Penalty Clauses)

契約違反の結果どうなるかを明確に述べるのが契約書では常道です。当事者は、契約違反の結果として被ると思われる損害を予め見積もっておき、そのような違反が起これば違反をした当事者が、損額賠償額の予定(liquidated damages)としてその額を支払うということを契約書の中で合意することができます。しかし、損害額が、当事者が被ると思われる損失や損害の合理的かつ真正な見積もりでなければ、違約罰(a penalty)とみなされるでしょう。違約罰条項には法的強制力はありません。例えば、商品の売買契約があり、納期が重要である場合、買主は、納品の遅れ 1 日につき、商品が納品されるのを待つ間具体的な計画を進めることができないために買主が被る損失に相当する金額を売主は支払うと規定することができます。しかし、現実の損失や損害が 1 日に 100 ポンドであるのに、遅延の場合には売主は 1 日に 1,000 ポンド支払うものとする規定を買主が入れた場合、その条項は違約罰なので強制力はないとして削除されると思われます。

*日本における類似の内容の条項として、違約金条項があります。

日本では違約金の合意をした場合、それは「賠償額の予定」とであると推定されることが民法 420 条に定められています。債務不履行の存在を立証すれば、損害の有無・多少を問わず、損害額の立証をしなくても合意した賠償額がもらえることとなります。

*ただし、「賠償額の予定」と推定されるということは、それ以上に損害があったとしても合意された違約金を支払えばそれで良いという合意である、と推定されるリスクが生じることを意味します。すなわち、当事者が違約金条項を定めた場合に、それが「賠償額の予定」ではなく、実際の損害に加えて違約金の支払いを求める、あるいはあくまで賠償の最低額を定めたものであって実際の損害がそれ以上であればその超過分の損害賠償請求を認めるなど、「賠償額の予定」以外の趣旨を有する条項なのであれば、その趣旨を、損害賠償を請求する者が立証する必要があります。そのため、将来の紛争を予防するためには、違約金の合意の趣旨は、契約の中で明確に定めておく必要があります。

契約書条項見本

第1条 約因

1 ポンドの金銭を約因として（その受領をここに承認し）、所有者は、本契約期間の間、ライセンシーの事業のために、本契約書に示された文書および図面を使用する権利をライセンシーに付与する。

第2条 準拠法の選択

本契約（裁判管轄権に関する条項を含む。）および本契約により締結されたその他のすべての文書は、イングランドおよびウェールズの法を準拠法とし、同法により解釈され、効力を生じるものとする。

第3条 裁判管轄権

本契約から生じるまたは本契約に関連する法律行為または手続（以下、「本手続」という。）に関して、各当事者は確定的にイングランドの裁判所の排他的管轄権に服し、裁判地を理由としてまたは本手続が不適切な裁判所に提起されたことを理由として、同裁判所における本手続に対して異議を申し立てることを放棄する。

第4条 仲裁—英国弁護士会会長

本契約から生じるまたは本契約に関連する紛争または意見の相違は、当事者が合意する1名の仲裁人を選任することによって、または、いずれかの当事者が他方に仲裁人の選任に同意するように求める書面を送付した後14日以内に合意できなかった場合は、英国弁護士会会長、または副会長（the President or a Vice President of the Law Society）によって選任された1名の仲裁人によって決定されるものとする。

第5条 国際仲裁

(a) ロンドン仲裁裁判所(London Court of Arbitration (LCA))

本契約の存在、有効性、または終了に関する問題を含めて、本契約から生じるまたは本契約に関連する紛争は、[ロンドン国際仲裁裁判所規則(London Court of International Arbitration Rules)]による仲裁に付託され、それによって最終的に解決されるものとする。同規則は参照指示により本条に組み込まれるものとみなす。

(b) 国際商業会議所(International Chamber Of Commerce (ICC))

標準推奨仲裁条項

「本契約から生じるまたは本契約に関連する紛争は、国際商業会議所の仲裁規則に従って選定された一人または複数の仲裁人により、同規則にもとづいて最終的に解決されるものとする。」

(c) UNCITRAL(国際連合国際商取引法委員会)

2010年 UNCITRAL 仲裁規則による仲裁条項

「本契約から生じるもしくは本契約に関連する紛争、論争もしくは請求、または本契約の違反、終了もしくは有効性は、UNCITRAL 仲裁規則に従って仲裁により解決されるものとする。」

注記—当事者はつぎの規定を追加することが望ましい。

- (a) 選定機関は(機関名または個人名)とするものとする。
- (b) 仲裁人の数は(1人または3人)とするものとする。
- (c) 仲裁地は(都市または国)とするものとする。
- (d) 仲裁手続きにおいて使用される言語は…とするものとする。

第6条 所有権留保

短い形式の条項

1. 本商品の所有権は売主に残り、本商品の購入代金が全額支払われ売主により受領されるまでは買主に移転しないものとする。

長い形式の条項

1. 本商品の所有権は売主に残り、本商品の購入代金が全額支払われ売主により受領されるまでは買主に移転しないものとする。本商品の所有権が移転するまで、以下の通り扱うものとする。
 1. 売主は、本商品の全部または一部を取り戻し、売却し、その他処理および/または処分する権限を有するものとする。
 2. 売主ならびにその代理人および被用者は、いつでも通知をする必要なく、本商品またはその一部が保管されている場所、または売主が、それらが保管されていると合理的に思う場所に立ち入ることができるものとする。
 3. 買主は、売主にとって合理的に満足できる方法で本商品の所有権は売主に残っていることを表示して本商品を保管するか、またはそのように表示する印を本商品につけるものとする。
 4. 買主は、本商品に新価保険を付するものとし、売主が保険金受取人として保険証券に記載されるように取り計らうものとする。
2. 本商品の所有権が売主に残っているかどうかにかかわらず、本商品に関する危険は引渡し時に買主に移転するものとする。